

独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営評議会運営規程 新旧対照表

新	旧
独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営評議会運営規程 (趣旨) 第1条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営評議会設置規程(以下「設置規程」という。)第1条に定める運営評議会並びに第8条第3項に定める救済業務委員会及び審査・安全業務委員会(以下「委員会」という。)の運営については、設置規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。 (右に同じ) (右に同じ) (右に同じ) 附 則 (施行期日) この規程は、平成17年4月1日から施行する。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営評議会運営規程 (趣旨) 第1条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営評議会設置規程(以下「設置規程」という。)第1条第2項に定める救済・審査・安全業務運営評議会及び研究業務運営評議会並びに第8条第3項に定める救済業務委員会及び審査・安全業務委員会(以下「委員会」という。)の運営については、設置規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。 (議事録) 第2条 議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 出席した委員又は専門委員の氏名、委員又は専門委員総数並びに独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)の役職員の氏名及び所属部署名 (3) 議題となった事項 (4) 審議経過 (5) 決議 (情報公開) 第3条 議事並びに議事録及び提出資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。 2 議事並びに議事録及び提出資料の公開又は非公開の決定については、会議の開催の都度、会長(委員会にあっては、委員長。以下この項において同じ。)が会議に諮り、審議を行った上で、会長が定める。 3 議事並びに議事録及び提出資料の非公開の決定に当たっては、非公開の申出を行った委員又は専門委員若しくは機構の役職員から非公開とする部分及びその理由について説明を受けた上で、前項の審議を行うものとする。 附 則 (施行期日) この規程は、平成16年7月30日から施行する。